

阿久根市長 殿

未登記家屋等名義人変更申請書

下記のとおり，阿久根市固定資産課税台帳名義人（所有者）の変更を申請します。

建物の表示	所 在	阿久根市				
	用 途					
	構 造					
	面 積	m ²		m ²		
	番 号 ^(注)					
変更の理由	相続 売買 贈与 その他 ()					
添付書類 (※裏面参照)	遺産分割協議書等の写し又は同意書の写し 売買（譲渡）契約書等の写し 印鑑登録証明書の写し その他 ()					
申 請 人	新名義人	住 所				
		氏 名				
		連絡先	TEL			
		通知書番号 ^(注)			住民CD ^(注)	
	旧名義人 (相続の場合 押印しなく てもよい)	住 所				
		氏 名				
		連絡先	TEL			
		通知書番号 ^(注)			住民CD ^(注)	

(注) ① 番号・通知書番号・住民コード欄は，記入しないでください。

② 相続等により固定資産の所有者が変わったときは，通知書番号が変わりますので，これまでに口座振替をご利用されていた場合は，所定の変更手続をお願いします。

受	
付	

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係	処理者

家屋の名義人変更について

- ① 土地・家屋の固定資産税は、相続・売買・贈与などがあつた場合、真実の所有者に名義を変更して課税しなければなりません。
- ② 家屋は、登記されていない場合も多々あり、また、登記されている家屋でも相続・売買・贈与などで所有者が変更になったとき、所有権移転の手続きがされない場合があります。
- ③ 登記・未登記の家屋を、相続及び未登記家屋を売買・贈与（登記家屋の売買・贈与は所有権移転の登記手続きを行ってください。）した場合、「未登記家屋等名義人変更申請書」を提出していただき、名義人（納税義務者）の変更をします。
- ④ この変更は、納税義務者としての名義人変更であり、法務局の登記の変更とは異なります。
- ⑤ 相続の場合は、遺産分割が確定しましたら速やかに下記資料を添付して申請してください。なお、登記家屋を相続した場合は、所有権移転の登記手続きを行ってくださるようお願いいたします。

未登記家屋等名義人変更申請書の添付書類

1 相続の場合(①～③のいずれかとする。)

- ① 遺産分割協議書の写し
相続人全員の印鑑登録証明書の写し
- ② 遺言公正証書の写し
- ③ 相続人全員の当該未登記家屋の相続に係る同意書の写し
戸籍謄本等の相続関係がわかるものの写し
相続人全員の印鑑登録証明書の写し

2 売買の場合(①と②)

- ① 売買契約の成立を証する書面の写しなど
- ② 譲渡人及び譲受人の印鑑登録証明書の写し

3 贈与の場合(①と②)

- ① 贈与契約の成立を証する書面の写しなど
- ② 贈与者及び受贈者の印鑑登録証明書の写し

【問い合わせ先】

〒899-1696

阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所税務課固定資産税係

電話 (0996) 73-1204 (直通)

(0996) 73-1211 (代表) 内線1445・1446